

官報

号外 昭和五十四年三月十五日

○第八十七回 衆議院會議録 第十四号

昭和五十四年三月十五日(木曜日)

議事日程 第十三号

昭和五十四年三月十五日

正午開議

第一 賠償等特殊債務処理特別会計法を廃止する法律案(内閣提出)

第二 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

永年在職の議員中村正雄君に対し、院議をもつて功勞を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件(議長発議)

北陸地方開発審議会委員の選挙

日程第一 賠償等特殊債務処理特別会計法を廃止する法律案(内閣提出)

日程第二 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

放送大学学園法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後零時三分開議

○議長(渡尾弘吉君) これより会議を開きます。

永年在職議員の表彰の件

○議長(渡尾弘吉君) お諮りいたします。

国会議員として在職二十五年に達せられました中村正雄君に対し、先例により、院議をもつてその功勞を表彰いたしたいと存じます。表彰文は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(渡尾弘吉君) 御異議なしと認めます。

よつて、さよう決定いたしました。

表彰文を朗読いたします。

議員中村正雄君は国会議員として在職すること二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よつて衆議院は君が永年の功勞を多とし特に院議をもつてこれを表彰する

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(渡尾弘吉君) この際、中村正雄君から発言を求められております。これを許します。中村正雄君。

〔中村正雄君登壇〕

○中村正雄君 このたび、院議をもつて永年在職議員として表彰されましたことは、私の生涯を通ずる光榮として、まことに感激にたえません。

〔拍手〕

ここに謹んで、議員諸君の御厚情に対し、謝意を表する次第でございます。(拍手)

また、今日まで御指導をいただきました西尾末廣先生を始め、いまは亡き片山哲、水谷長三郎、西村榮一、伊藤卯四郎の諸先生の霊に対し、心より御礼を申し上げます。(拍手)

顧みますれば、昭和二十二年四月、新憲法のもゝと第一回の各級選挙が施行されました際、参議院議員に当選いたしました私は三十代の前半の青年でありましたが、今日、六十代の半ばに達しました。

この戦後三十有余年の歳月は、日本にとつても、わが国の議会政治にとつても、さらにまた私自身にとりましても、まことに激しい転変の時期でございました。

占領下という特殊情勢のもとにおいて、片山内閣、芦田内閣を組閣し、政權担当の苦勞をなめたこと、新しい日本の諸制度を確立するための法律体系の整備に情熱を傾けて、夜遅くまで法案の審議に熱中した委員会の思い出等、私の脳裏によみが

がえつてまいります。

特に、占領下における議会政治としては、当然のことではあります。若し私にとつて、ときには屈辱的となさ感じられる総司令部の命令にたびたび涙をのんだこともありましたが、

いまなお私の頭に焼きついておりますことは、第一回国会の最終日であります昭和二十二年十二月九日夜半の、参議院本会議における審議であります。

衆議院より送付される農林省関係の四つの法案を今国会中に成立させよという、総司令部の国会担当の一課長よりの厳命でございました。衆議院より送付された時刻が夜半十二時の数分前、委員会は質疑、討論を省略して可決後、本会議に上程されました。松平参議院議長の「過半数と認めます。よつて四法案は可決せられました。これにて散会いたします。」と宣言されました時刻は、私の時計ではすでに十二月十日に入っていたと思ひますが、本会議場の時計の針は十一時五十七分を示しておりました。この十一時五十七分という時計の針は、占領下の政治を象徴するように私の脳裏に深く刻み込まれております。

以来三十有余年、わが国の議会政治も、各種の先例、慣行の積み重ねによつて定着いたしました。日本民族の英知は焦土から立ち上がり、経済大国としての今日を迎えることができました。

これらの思い出を思い、私は、政治に対する信念というものをいつも大切に歩んできたつも

昭和五十四年三月十五日 衆議院會議録第十四号

各種委員の選挙 賠償等特殊債務処理特別会計法を廃止する法律案外一案

三八〇

りであります。

しかし、その反面、生来の未熟のゆえに、足らざるが多かったことを反省もいたしております。今日の榮譽を契機に、心を新たに、今後、微力ながら最善を尽くしたいと決意をいたしておる次第でございます。(拍手)

申すまでもなく、わが国を取り巻く国際情勢の前途は容易に樂觀を許さぬものがあります。転換期を迎えた国内情勢もまた懸案が山積みいたしております。わが国の議会政治は、一層重要な段階に立ち至っていると考えます。

私は、今後一段の努力を払い、もって微力を、日本の民主政治の確立を通じて、世界の平和と日本の繁栄に尽くしたいと考えておる次第でございます。

終わりに臨み、長期にわたる国民各位の御支持と議員諸君の御厚情に重ねて深く感謝申し上げますとともに、今後とも変わらざる御支援と御指導を賜りますようお願い申し上げて謝辞にかえたいと存じます。

まことにありがとうございました。(拍手)

北陸地方開発審議会委員の選挙

○議長(瀧尾弘吉君) 北陸地方開発審議会委員の選挙を行います。

○玉沢徳一郎君 北陸地方開発審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名され

んことを望みます。

○議長(瀧尾弘吉君) 玉沢徳一郎君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のごとく決しました。

議長は、北陸地方開発審議会委員に伏屋修治君を指名いたします。

日程第一 賠償等特殊債務処理特別会計法を

廃止する法律案(内閣提出)

日程第二 国家公務員等の旅費に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(瀧尾弘吉君) 日程第一、賠償等特殊債務

処理特別会計法を廃止する法律案、日程第二、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長加藤六月君。

賠償等特殊債務処理特別会計法を廃止する法律案及び同報告書

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔加藤六月君登壇〕

○加藤六月君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、賠償等特殊債務処理特別会計法を廃止する法律案について申し上げます。

賠償等特殊債務処理特別会計は、戦後の平和回復に伴う各種賠償等特殊債務の処理に関する政府の経理を明確にするため、昭和三十一年度に設置されたものでありますが、これらのうち、賠償につきましては、フィリピン賠償を最後に、昭和五十一年度をもって解決の上、支払い済みであり、同会計の主要な使命は終了いたしております。現在残されておりますのは、対日私的請求権の一部のみであります。これも近く解決が見込まれることとなっております。

したがって、同会計をこれ以上存続させ、一般会計と区分して経理する必要はなくなったものと判断されるに至りましたので、本法律案は、賠償等特殊債務処理特別会計法を昭和五十三年限り廃止することとしようとするものであります。

なお、同会計の廃止に伴い、必要な経過措置を定めるとともに、同会計に属する権利義務は一般会計に帰属させることとしております。

以上がこの法律案の内容であります。本案につきましては、審査の結果、一昨十三日質疑を終了し、昨十四日採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、内国旅行における日当、宿泊料、移転料等の定額を改定するとともに、現下の財政状況等にかんがみ、当分の間、特別車両料金の支給対象者の範囲を縮小するほか、所要の規定の整備を行うとするものであります。その主な内容を申し上げます。

第一に、最近における宿泊料金の実態等を考慮して、内国旅行における日当、宿泊料等の定額を、一八%ないし二七%程度引き上げることとし、また、移転料についても、一〇%程度引き上げることとしております。

第二に、特別車両料金等については、当分の間、行政職階給表(一)の一等級相当以下の職務にある者には、原則として支給しないこととしております。

そのほか、内国旅行の車賃の定額の引き上げ等を行うこととしております。

以上がこの法律案の内容であります。本案につきましては、審査の結果、一昨十三日質疑を終了し、昨十四日採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対しましては、全会一致の附帯決議が付けられましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(瀬尾弘吉君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(瀬尾弘吉君) 御異議なしと認めます。

よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

放送大学学園法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(瀬尾弘吉君) この際、内閣提出、放送大学学園法案について、趣旨の説明を求めます。文部大臣内藤曾三郎君。

〔内藤大臣内藤曾三郎君登壇〕

○國務大臣(内藤曾三郎君) 放送大学学園法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

わが国の高等教育は、近年急速な発展を遂げ、国際的に見ても高い普及率を示すに至っておりますが、科学技術の進歩や経済の伸展に伴い複雑、高度化してきている今日の社会において、国民の高等教育の機会に対する要請は一段と高まり、かつ多様化しつつあるところでございます。

このような状況において、放送を効果的に活用する新しい教育形態の大学を設置し、大学教育のための放送を行うことにより、広く一般に大学教

育の機会を提供することは、生涯にわたり、多様な幅広い学習の機会を求める国民の要請にこたえるゆえんのものとであると考えます。

さらに、この大学が既存の大学等との緊密な連携を図ることにより、大学間の協力、交流の推進、放送教材活用の普及等の面において、わが国大学教育の充実、改善にも資することとなることと期待されるものであります。

この大学の設置形態につきましては、種々検討を重ねてきたところでありますが、新たに特殊法人を設立し、これが大学の設置主体となるとともに、放送局の開設主体ともなることが適切であると考え、特殊法人放送大学学園を設立するため、この法律案を提出いたしました次第であります。

この法律案におきましては、特殊法人放送大学学園に關し、その目的、資本金、組織、業務、大学の組織、財務、会計、監督等に関する規定を設けるとともに、学校教育法、放送法その他関係法律について所要の規定を整備することといたしておりますが、その内容の概要は次のとおりでございます。

まず第一に、放送大学学園は、放送等により教育を行う大学を設置し、当該大学における教育に必要な放送を行うこと等により、大学教育の機会に対する広範な国民の要請にこたえるとともに、大学教育のための放送の普及、発達を図ることを目的とするものであります。

第二に、放送大学学園は、法人といたしますと

ともに、その設立当初の資本金は一億円とし、政府がその全額を出資することといたしております。

第三に、放送大学学園の役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内並びに非常勤の理事三人以内を置き、理事長及び監事は文部大臣が、理事は文部大臣の認可を受けて理事長がそれぞれ任命することとし、その任期はいずれも二年といたしております。

なお、この学園の設置する大学の学長は職務上理事となることといたしております。

また、この学園には、その運営の適正を期するために理事長の諮問機関として運営審議会を置くこととし、業務の運営に関する重要事項について審議することといたしております。

第四に、放送大学学園の業務については、放送等により教育を行う大学を設置すること及びこの大学における教育に必要な放送を行うことを規定するとともに、この学園の施設、設備及び教材を他大学における教育または研究のための利用に供することもできることといたしました。

なお、この法人は、これらの業務を行うほか、主務大臣の認可を受けて、その目的を達成するため必要なその他の業務を行うこともできることといたしております。

第五に、放送大学学園の設置する大学の組織等についてはありますが、この大学が、特殊法人によって設置される大学であること、放送を利用し

て教育を行う大学であること等をも考慮し、大学の運営が適切に行われるよう所要の規定を設けることといたしております。

まず、この大学に、学校教育法に規定する学長、副学長、教授その他の職員を置くこととし、学長は理事長の申し出に基づいて文部大臣が、副学長及び教員は学長の申し出に基づいて理事長が、それぞれ任命することといたしております。

なお、学長及び教員の任命の申し出は、評議会の議に基づいて行われなければならないことといたしております。

次に、学長、副学長及び教員の任免の基準、任期、停年その他の人事の基準に関する事項は、評議会の議に基づいて学長が定めることといたしております。

また、この大学に、学長の諮問機関として評議会を置き、大学の運営に関する重要事項について審議するとともに、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を行うこととし、学長、副学長及び評議会が定めるところにより選出される教授で組織することといたしております。

さらに、この大学においては、その教育及び研究の充実を図るため、他大学その他の教育研究機関と緊密に連携し、これらの機関の教員等の参加を積極的に求めるよう規定いたしております。

第六に、放送大学学園の財務、会計及びこれに対する主務大臣の監督等については、この学園の業務の公共性にかんがみ、一般の特殊法人の例に

ならつて所要の規定を設けておりますが、この法律における主務大臣は、文部大臣及び郵政大臣といたしております。

第七に、放送大学学園の設立と関連する関係法律の一部改正についてであります。まず、学校教育法につきましては、この学園が大学の設置者となり得ることを規定するとともに、通信により教育を行う学部を設置する規定を設ける等所要の整備をいたすものであります。

また、放送法につきましては、この学園の放送等について、放送番組の政治的公平の確保、広告放送の禁止等所要の規定の整備をいたすものであります。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

放送大学学園法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

する質疑

○議長(渡辺弘吉君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。中西續介君。

〔中西續介君登壇〕

○中西續介君 私は、日本社会党を代表して、ただいま趣旨説明のありました放送大学学園法案に關しての質問をいたします。

その第一は、この大学は、学校教育法体系の大学なのか、または成人教育、生涯教育機関としての大学講座的各種学校なのかということでありま

す。

もちろん、政府は学校教育法体系の大学としていのでありますが、この大学は、学校教育法と電波法、放送法の二つの法体系を基礎に設立される特殊な大学だけに、その性格は、法体系上きわめてあいまいになっております。

学校教育法体系の大学は、憲法二十三条によって保障された学問の自由を、研究と教育において最も高度に保障されなければならず、教授は、自己の研究による学問的見解を素直に学生に披瀝する自由を有しています。しかるに、放送法では「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。」と規定して、学者としての学問的見解を述べるものが許されず、研究、教育の自由を否定しているものであります。

もちろん、大学の講義でも、対立する他の意見に触れることなく、一方的に自己の解釈のみを教え込むことは、教育の自由の名においても問題があります。その対立する意見のいずれが是非か非かの自己の解釈を述べることは、大学教育の当然の前提であり、目的の一つであります。

しかるに、放送法によれば、対立する意見の論点を明らかにしても、その是非について自己の学問的見解を述べるものが許されず、したがって、研究、教育の自由を否定するものでありますから、学校教育法体系の大学とは言えず、成人教育、生涯教育の機関としての大学講座的各種学校

に類するものになるのであります。

このことは、学校教育法は学校教育法なりに、放送法は放送法なりに、その基本的価値にかかわるだけに、技術的に解決しようなどの安易な妥協は許さるべきではありません。

この点についての見解を、文部、郵政両省にまがっておりますので、大平総理大臣に御答弁願います。

質問の第二は、いま申しました放送法の規定は、限りある電波によつて不特定多数を対象とする国民への思想統制の配慮からであります。そのことは、基本的には電波法の国営放送を禁じている思想にあるのであります。したがって、戦後わが国の放送体制は、全国放送を担当する公共放送、すなわちNHKと、地域密着型の一般放送、すなわち民放の二系列のもとに行われております。

しかるに、この法案による放送大学の電波は、この大学の特定の学生及び不特定の国民だれもが視聴し得る第三の新しい系列の電波であり、今日の放送体制の基本的変革につながるものであります。そして、より重要なことは、特殊法人という全額国庫支出による電波だけに、いわば準国営放送であります。

このことは、電波法の国営放送禁止の思想と相反する性格を持つだけに、放送体制変革に対する所見を郵政大臣にお伺いします。

質問の第三は、特殊法人たるわが国初めての大学

学の自治に關してであります。

法案は、特殊法人なるがゆえに理事会や運営審議会を置くことを規定していますが、大学を特殊法人として設立することは、他の特殊法人と根本的に異なるものであります。すなわち、他の特殊法人は、理事会や運営審議会が定める方針によつて行われることが業務のすべてであります。大学の目的は教学であつて、その教学のための管理運営であり、教学が主で管理運営が従であつて、教学の自治は最大限に保障されない限り、理事会や運営審議会は不要ではないかと考えるものであります。

さきに述べましたように、第三系列の電波による準国営放送として政府の国民への思想統制が危惧される上に、さらに加えて、文部大臣指名の理事長以下の管理機関は、その危惧を一層深めるものであります。

逆に言うならば、もし電波法の国営放送禁止がなかったら、この大学は国立大学として設立されることは明らかであり、国立大学には理事会も運営審議会もないのであります。もちろん、他の大学と異なり、放送に關する業務がありますが、それは学長指名の副学長制の活用で事足りるものであり、特殊法人なるがゆえに他の特殊法人同様置かなければならぬと安易に考えたとしたならば、わが国初めての特殊法人である大学の特殊性とその大学の自治の重要性の認識に欠けるものと言わざるを得ません。(拍手)文部大臣の所見をお伺い

いたします。

時間がありませんので、要点のみを申し上げ、以下質問をいたします。

質問の第四は、この大学の完成年次についてであります。

計画では関東一円の第一期のみが計画されていいますが、この大学の目的の一つは、全国のいかなる僻地においても就学できることにありますが、その完成年次は何年後になるのでありましょうか。もちろん通信衛星の問題もありますが、これとて不確定要素のものであり、仮にNHKの九七〇のカパレージまで電波の届くのは何年後になるのでしょうか。

もし大変時間がかかるとしたならば、憲法二十六条に言う教育の機会均等の原則に対し、準国営であり、唯一の大学でありながら、電波の届かぬゆえに就学の機会が保障されないという憲法違反になると考えるが、文部大臣の所見をお伺いいたします。

質問の第五は、この大学の教官の確保についてであります。

言うまでもなく、この大学は電波を媒体としますが、大学教育は媒体のみによって成立するものではないだけに、スクーリングが重視されなければなりません。その都道府県に設けられるであろうセンタールの教官は非常に多くの数を要する上に、レポートの添削を含める大変過酷な仕事であり、しかも五年程度の任期制で、かつ教育公務員

特例法の適用除外による身分、待遇の不安定があり、その上に学者としての研究の保障が確立されていないことから、教官の確保に疑問を持たざるを得ません。

この教官の確保なくしてこの大学の成立はあり得ないし、加えて、地方公立大学の教官の兼務でできるものでないだけに、その見通しについて、文部大臣にお伺いいたします。

質問の第六は、大学の名称であります。

法案では、放送大学学園が大学を設置することを規定していますが、その大学の名称は明らかにされていません。俗に放送大学と言われていますが、わが国の公立大学の名称は、その地方名か、あるいは医科、農業、工業、芸術というごとく、教育、研究の目的を冠していることからすれば、放送大学はあたかも放送学の学問、研究の大学のごとき名称でもあり、仮に大学の名称が公開大学となるとすれば、当然、学園の名称も、放送大学学園ではなく、公開大学学園となるのが常識であり、したがって、本法案の名称も変更すべきものでありましょう。

なぜ大学の名称が決まらないのかを含め、文部大臣にお伺いいたします。

質問の最後は、有給教育休暇についてであります。

文部省設置基準によれば、通信教育は毎年六週間のスクーリングを義務づけていますが、たとえば中央大学の通信教育を見ますと、毎年三千五百

名ほどの入学者中、卒業者は五百名程度になっていきます。実に七分の六の学生は途中挫折しているわけであります。その理由の最大のもの、スクーリングに通えないこととあります。このことは、放送大学の実験放送をしている広島大学の報告もまたそのようになっています。

すなわち、職場を持つ人たちが中心だけに、有給教育休暇制度が確立し、職場における休暇と身分、そして賃金の保障が、この大学が成功するか否かの学生側からの絶対条件であります。

政府は、最小限、ILO第百四十号の有給教育休暇に関する条約の批准を提案し、国内法の整備をする考えがあるかどうかを労働大臣にお伺いいたします。私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣大平正芳君登壇〕

○内閣総理大臣(大平正芳君) 中西さんの私に対する御質問は、放送大学は、学校教育法体系の正規の大学か、それとも各種学校のなかものであるかというお尋ねであったと思います。

放送大学は、学校教育法に基づく正規の大学として構想しております。しかしながら、放送という手段を用いるという特色を生かしまして、御指摘の成人教育、生涯教育の面におきましても大きな役割りを果たすことを期待しておるところであります。(拍手)

〔国務大臣栗原祐幸君登壇〕

○国務大臣(栗原祐幸君) 私に対する御質問は、職場に働く人たちが有給休暇を得て放送大学で学

べるようにする、そのためにはILOの百四十号を批准すべきではないか、こういうような御趣旨でございます。

実態的には、すでに昭和五十年からこの趣旨に沿うような奨励金制度ができております。それを活用したいと思っておりますけれども、条約の批准につきましては、条約の規定の解釈につきまして若干問題点がありますので、今後検討を続けていきたい、こう考えております。(拍手)

〔国務大臣内藤三郎君登壇〕

○国務大臣(内藤三郎君) 中西議員の御質問にお答えいたします。

まず、特殊法人による大学の設置の問題であります。放送大学につきましては、大学と放送局とを一体のものとして設置するという観点から、特殊法人としての放送大学学園がこれを設置することとしたものでありまして、理事長等の役員、運営審議会と放送大学との関係につきまして、放送大学の学問の自由、大学の自治に十分配慮しているところであります。

なお、総理に対してお尋ねのありました放送と教授の自由の問題につきましては、教育を放送で行うことによる当然の要請にかかるものであつて、これによって学問の自由が制約されるものとは考えておりません。

次に、放送大学の対象地域の問題につきましては、関東地区を対象とすることとしたしておりますが、その他の地域につきまして、当面、放送大

昭和五十四年三月十五日 衆議院會議録第十四号 放送大学学園法案の趣旨説明に対する中西續介君の質疑 朗読を省略した議長の報告

三八四

学を利用できないという状況がありますことはやむを得ないことと御理解をいただきたいと存じます。(発言する者あり)何年にするかということとはこれから問題でございますが、将来の対象地域の問題につきましては、放送大学の実施の状況等、諸般の状況を勘案しながら検討してまいりたいと存じております。

次に、教員の確保の問題ですが、放送大学の教員については、専任の教員のほか、客員教員等として全国の国公私立大学の教員の協力を得ることを予定しているところであります。このように、放送大学が所期の成果を上げるためには、他大学その他の教育研究機関と緊密に連携することが不可欠であります。このような協力は十分に得られるものと確信しているものでございます。

最後に、放送大学の名称の問題がございますが、放送大学は文部大臣の認可により設置されることとしておりますので、その名称につきましては、学園の成立後、学園において、この大学の性格を適切にあらわすような名称を定めて大学の設置認可の申請を行い、文部大臣がこれを認可することによって決められることになるわけでございます。その場合、学園の名称と必ずしも一致する必要はないと考えております。文部省といたしまして、各方面の御意見を十分参考にしなから、学園とも協力して、適切な名称が考えられるようにしたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣白濱仁吉君登壇〕
○国務大臣(白濱仁吉君) 中西議員の郵政大臣に対する御質問にお答えします。

放送法制定の際の趣旨説明によりますと、わが国の放送体制といたしましては、受信料にその存立の基盤を持つ全国的な放送事業者たる日本放送協会と、民間の発意により、みずからその収入を確保しつつ自由潤達に放送文化を高揚する自由な事業としての一般放送事業者の二本立ての放送体制をとることにいたしております。したがって、法律により設立されたNHKと同様に、大学教育のための放送を行うことを本来の業務として法律により設立される特殊法人放送大学学園の放送につきましては、一般放送事業者の放送とはその規律を異にすることが適当と考えたものであります。このように、学園の放送は大学教育のための放送に限られておりますため、既存の放送秩序に及ぼす影響は少なく、NHK、民放の二本立ての放送体制の基本的な変革にはならないものと考えております。

また、放送大学学園の放送は準国営放送的性格を持つと思われるが、国営放送禁止のため反するものではないかとの御質問でございますが、今回提案中の放送大学学園は特殊法人であり、国とは別の法人格を有することとなりますため、国営放送には当たらないものと考えております。

しかしながら、学園の放送は事実上の国営放送

的性格を持つものであり、放送法の精神になじまないものではないかとの御意見ではありますが、この法律では、主務大臣は、学園及びその設置する大学に対し、財務、会計以外の監督命令は行うことができないなど、大学の自治の保障、放送番組編集の自由の保障等の見地から特に配慮した措置を講じておまして、国からの独立は十分確保されており、御指摘のような国営放送としての心配はないものと考え、大学教育の機会に対する広範な国民の要請にこたえる放送大学の意義に着目して、放送大学学園の放送を認めることが適当と判断したものであります。(拍手)

○議長(瀬尾弘吉君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(瀬尾弘吉君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十一分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	大平 正芳君
大蔵大臣	金子 一平君
文部大臣	内藤 三郎君
郵政大臣	白濱 仁吉君
労働大臣	栗原 祐幸君

出席政府委員

文部省大学局長 佐野文一郎君

○朗読を省略した議長の報告

(議員退席)

一、昨十四日、次の議員は、公職選挙法第九十条により、いずれも退職者となった。

岩手県第一区選出議員	中村 直君
秋田県第一区選出議員	川口 大助君
東京都第一区選出議員	麻生 良方君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員	補欠
辞任	中村 直君

大蔵委員	補欠
辞任	谷垣 專一君

通信委員	補欠
辞任	堀之内久男君

一、昨十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員	補欠
辞任	関谷 勝嗣君
	森 美秀君

昭和五十四年三月十五日 衆議院會議録第十四号

朗読を省略した議長の報告

塚原 俊平君 宇野 宗佑君

中川 秀直君 永原 稔君

宇野 宗佑君 塚原 俊平君

森 美秀君 関谷 勝嗣君

永原 稔君 中川 秀直君

地方行政委員

辞任

永末 英一君 高橋 高望君

高橋 高望君 永末 英一君

大蔵委員

辞任

宇野 宗佑君 越智 伊平君

小淵 惠三君 三塚 博君

森 美秀君 羽田 孜君

高橋 高望君 永末 英一君

永原 稔君 中川 秀直君

越智 伊平君 宇野 宗佑君

羽田 孜君 森 美秀君

三塚 博君 小淵 惠三君

永末 英一君 高橋 高望君

中川 秀直君 永原 稔君

通信委員

辞任

越智 伊平君 堀之内久男君

予算委員

辞任

野呂 恭一君 小淵 惠三君

(常任委員退職)

一、昨十四日、大蔵委員中村直君、同川口大助君及び決算委員麻生良方君は、公職選挙法第九十条により退職者となった。

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

中村 直君

補欠

羽田 孜君

一、昨十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員

辞任

小沢 一郎君

補欠

羽田 孜君

佐々木義武君

三塚 博君

越智 伊平君

(議案提出)

一、昨十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

産地中小企業対策臨時措置法案

(議案付託)

一、去る十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正す

る法律案(内閣提出第九号)

科学技術振興対策特別委員会 付託
一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

港湾労働法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号)

社会労働委員会 付託

産地中小企業対策臨時措置法案(内閣提出第四八号)

商工委員会 付託

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)

通信委員会 付託

(議案送付)

一、去る十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、昨十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

パルプ産業の安定と労働者の雇用、生活保障に関する質問主意書(渡辺三郎君提出)

(答弁書受領)

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員岩垂喜男君提出「日本国との平和条約第十九条」に関する質問に対する答弁書

「日本国との平和条約第十九条」に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十四年三月三日

提出者 岩垂喜男

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

「日本国との平和条約第十九条」に関する質問主意書

日南興業株式会社の特許な債権問題について、

「日本国との平和条約第十九条(a)項」にかかわる政府の公式な見解を得たく質問する。

日南興業株式会社が米軍当局に債権を有していたことは、日米両政府の公式機関である日米合同委員会の決定並びに米政府の公文書によつて証明されたとおりである。

しかるに米政府は、本債権にたいする請求権は「日本国との平和条約第十九条(a)項」によつて、日本国政府が明確に放棄したこと、従つて放棄した日本国政府に損害賠償の責任があることを主張している。

この米政府の主張について、日本国政府の公式な見解を承りたい。

右質問する。

昭和五十四年三月十五日 衆議院會議録第十四号

昭和五十四年三月十三日

内閣総理大臣 大平 正芳

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

衆議院議員岩垂喜男君提出「日本国との平和条約第十九条」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岩垂喜男君提出「日本国との平和条約第十九条」に関する質問に対する

答弁書

「日本国との平和条約第十九条(a)の規定に基づき、我が国は、単に戦争の遂行に関連して生じた請求権のみならず、「この条約の効力発生の前に日本国領域におけるいずれかの連合国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権」を放棄しているところである。

また、政府としては、「日本国との平和条約」によつてかかる措置がとられたことに関し、当該請求権を有していた者に対して国が補償を行う法律上の責任はないとの立場に立っている。かかる立場は、最高裁判所の判例(昭和四十三年十一月二十七日大法廷判決及び昭和四十四年七月四日第二小法廷判決)の趣旨とも合致するものと考えられる。更に、御質問の日本興業株式会社に係る請求権問題に関し、米国政府が日本国政府に損害賠償の責任があることを主張しているとは考えられない。

なお、本件請求権問題については昭和四十九年

朗読を省略した議長の報告 賠償等特殊債務処理特別会計法を廃止する法律案及び同報告書 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

九月二十四日東京地方裁判所が言い渡した判決(原告敗訴)が確定したと承知している。

右答弁する。

賠償等特殊債務処理特別会計法を廃止する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十四年二月十六日

内閣総理大臣 大平 正芳

賠償等特殊債務処理特別会計法を廃止する法律

賠償等特殊債務処理特別会計法(昭和三十一年法律第五十三号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

(賠償等特殊債務処理特別会計法の廃止に伴う経過措置)

2 賠償等特殊債務処理特別会計の昭和五十三年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

3 昭和五十三年年度の賠償等特殊債務処理特別会計の歳出予算に係る経費の金額のうち旧賠償等特殊債務処理特別会計法第十一条第一項の規定

による繰越しを必要とするものは、一般会計に繰り越して使用することができる。

(賠償等特殊債務処理特別会計に属する権利義務の帰属)

4 この法律の施行の際賠償等特殊債務処理特別会計に属する権利義務は、政令で定めるところにより、一般会計に帰属するものとする。

5 前項の規定により一般会計に帰属した現金は、同会計の歳入とする。

理由

賠償等特殊債務処理特別会計の現況に顧み、同会計を昭和五十三年度限り廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

賠償等特殊債務処理特別会計法を廃止する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

議案の内容は、次のとおりである。

1 賠償等特殊債務処理特別会計を昭和五十三年度限り廃止するものとする。

2 賠償等特殊債務処理特別会計の廃止に伴い、必要な経過措置を定めるとともに、同会計に属する権利義務は一般会計に帰属するものとする。

議案の可決理由

賠償等特殊債務処理特別会計の現況に顧み、

同会計を昭和五十三年度末をもって廃止することとは、時宜を得た適切な措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

賠償等特殊債務処理特別会計の廃止に伴い、昭和五十四年度一般会計予算の歳入において、賠償等特殊債務処理特別会計整理収入として四千二百四十二万七千円を計上している。

右報告する。

同会計を昭和五十三年度末をもって廃止することとは、時宜を得た適切な措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

賠償等特殊債務処理特別会計の廃止に伴い、昭和五十四年度一般会計予算の歳入において、賠償等特殊債務処理特別会計整理収入として四千二百四十二万七千円を計上している。

右報告する。

昭和五十四年三月十四日

大蔵委員長 加藤 六月

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

正す法律案

右

国会に提出する。

昭和五十四年二月二十一日

内閣総理大臣 大平 正芳

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「左の」を「次の」に、「本条」を「この条」に改め、同項第二号中「左に」を「次に」に

「この条」に改め、同項第二号中「左に」を「次に」に

改め、同項第四号中「外」を「ほか」に、「左」を

「次に」に、「これら」を「同号」に改め、同項第六号

中「内閣総理大臣等及び指定職の職務又は二等級

以上の職務にある者が」を削り、「旅行をする」を

「旅行」に改め、同条第二項中「左の」を「次の」に、

「三百キロメートル」を「百キロメートル」に、「百

キロメートル」を「五十キロメートル」に改め、同

条第三項中「三百キロメートル」を「百キロメー

トル」に改める。

第十七条第一項中「左の」を「次の」に、「さん橋

貨」を「さん橋貨」に、「本条」を「この条」に改め、

同項第一号及び第二号中「左」を「次に」に改め、

同項第四号中「因り」を「より」に改め、同項第六号

中「内閣総理大臣等及び指定職の職務又は二等級

以上の職務にある者が」を削り、「旅行をする」を

「旅行」に改める。

第十九条第一項中「十五円」を「二十三元」に改め

る。

附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項と

別表第一の二中表の部分を次のように改める。

し、附則第五項から第七項までを一項ずつ繰り上

げ、附則に次の一項を加える。

7 内国旅行に係る鉄道賃及び船賃並びに外国旅

行に係る航空賃の額については、各庁の長が大

蔵大臣に協議して定める内国旅行又は外国旅行

(公務上の必要その他特別の事情があるものに

限る。)のため支給するものを除き、当分の間、

第十六条第一項中「内閣総理大臣等及び指定職

の職務又は七等級以上の職務にある者」とある

のは「内閣総理大臣等及び指定職の職務にある

者」と、「八等級の職務にある者」とあるのは「一

等級以下の職務にある者」と、第十七条第一項

第一号中「内閣総理大臣等及び指定職の職務又

は一等級の職務にある者」とあるのは「内閣総理

大臣等及び指定職の職務にある者」と、「二等級

以下七等級以上の職務にある者」とあるのは「一

等級以下七等級以上の職務にある者」と、同項

第二号中「内閣総理大臣等及び指定職の職務又

は七等級以上の職務にある者」とあるのは「内閣

総理大臣等及び指定職の職務にある者」と、「八

等級の職務にある者」とあるのは「二等級以下の

職務にある者」と、同項第五号中「内閣総理大臣

等及び指定職の職務又は七等級以上の職務にあ

る者」とあるのは「内閣総理大臣等及び指定職の

職務にある者」と、第三十四条第一項中「内閣総

理大臣等及び指定職の職務又は七等級以上の職

務にある者」とあるのは「内閣総理大臣等及び指

定職の職務にある者」と、「三等級以下の職務に

ある者」とあるのは「一等級以下の職務にある

者」と、「内閣総理大臣等又は指定職の職務若し

くは一等級の職務にある者」とあるのは「内閣総

理大臣等又は指定職の職務にある者」として、

これらの規定を適用する。

別表第一の一中表の部分を次のように改める。

区 分	日当(一日につき)	宿泊料(一夜につき)		食卓料(一夜につき)
		甲 地方	乙 地方	
内閣総理大臣等	二、九〇〇円	一四、七〇〇円	一三、三〇〇円	二、九〇〇円
内閣総理大臣及び最高裁判所長官	二、五〇〇円	一二、五〇〇円	一一、三〇〇円	二、五〇〇円
その他の者	二、二〇〇円	一一、三〇〇円	一〇、二〇〇円	二、二〇〇円
指定職の職務にある者	一、九〇〇円	九、九〇〇円	八、九〇〇円	一、九〇〇円
二等級以上の職務にある者	一、六〇〇円	八、二〇〇円	七、四〇〇円	一、六〇〇円
三等級以下五等級以上の職務にある者	一、四〇〇円	六、六〇〇円	五、九〇〇円	一、四〇〇円
六等級以下の職務にある者				

区 分	鉄道五十キロメートル未満	鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満	鉄道百キロメートル以上三百キロメートル未満	鉄道三百キロメートル以上五百キロメートル未満	鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満	鉄道千キロメートル以上千五百キロメートル未満	鉄道千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	鉄道二千キロメートル以上
内閣総理大臣等	一三、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一六、一〇〇円	一九、九〇〇円	二六、五〇〇円	二七、八〇〇円	二九、八〇〇円	三四六、〇〇〇円
指定職の職務又は二等級以上の職務にある者	九三、〇〇〇円	一〇八、〇〇〇円	一二三、〇〇〇円	一六三、〇〇〇円	二二七、〇〇〇円	二三八、〇〇〇円	二四四、〇〇〇円	二八三、〇〇〇円
三等級又は四等級の職務にある者	七九、〇〇〇円	九一、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円	一三九、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円	一九四、〇〇〇円	二〇八、〇〇〇円	二四一、〇〇〇円
五等級以下の職務にある者	六九、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円	九八、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円	一六一、〇〇〇円	一六九、〇〇〇円	一八一、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の国家公務員等の旅費に関する法律

(以下「新法」という。)の規定は、次項及び第四

項に定めるものを除き、この法律の施行の日

(以下「施行日」という。)以後に完了する旅行に

ついて適用し、施行日前に完了した旅行につい

ては、なお従前の例による。

3 新法第十六条第一項第六号、第二項及び第三

項の規定、第十七条第一項第六号の規定、第十

九条第一項の規定並びに別表第一の一の規定

(着後手当に係る部分を除く。)は、施行日以後

に出版する旅行及び施行日前に出版し、かつ、

施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の

期間に対応する分について適用し、当該旅行の

うち施行日前の期間に対応する分及び施行日前

に完了した旅行については、なお従前の例によ

る。

4 新法附則第七項の規定は、施行日以後に出版

する旅行から適用し、施行日前に出版した旅行

については、なお従前の例による。

理 由

国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、国内旅

行における日当、宿泊料、移転料等の定額を引き

上げるとともに、現下の財政状況等にもかんが

み、当分の間、特別車両料金等の支給対象者の範

囲を縮小するほか、所要の規定の整備を図る必要

がある。これが、この法律案を提出する理由であ

る。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を

改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、国家公務員の旅行の実情等にかんが

み、国内旅行における日当、宿泊料、移転料等

の定額を引き上げるとともに、現下の財政状況

等にもかんがみ、当分の間、特別車両料金等の

支給対象者の範囲を縮小するほか、所要の規定

の整備を図る必要があるとするもので、その主

な内容は次のとおりである。

1 国内旅費の日当、宿泊料等の引上げ

国内旅行をする場合の日当、宿泊料及び

食卓料の定額を、支給対象者の区分により一

八%、二七%程度引き上げること。

2 国内旅費の移転料の引上げ

移転料の定額を、平均約一〇%程度引き上

げること。

3 国内旅費の車賃の引上げ

国内旅費の車賃の定額を、一キロメートル

当たり二三元(現行一五円)に引き上げること。

4 特別車両料金等の支給対象者の範囲の縮小

特別車両料金等(いわゆるグリーン料金等)

については、当分の間、行政職(一)の一等級相

当以下の職務にある者には、原則として支給

しないこととする。

5 特別急行料金等の支給できる旅行の範囲等

の改正

国内旅行について、特別急行料金等の支給

できる旅行の範囲を拡大するとともに、座席

指定料金の支給対象者の職務区分を廃止する

こと。

6 この法律は、昭和五十四年四月一日から施

行すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における宿泊料金及び職員の出

任の実態等にかんがみ、時宜に適合するものと認

め、これを可決すべきものと議決した次第であ

る。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決

議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本改正による予算措置は、昭和五十四年度に

において、日当及び宿泊料等の定額の引上げによる予算増は約二十五億円、特別車両料金等の支給対象者の範囲の縮小による予算減は約三十億円と見込まれている。

右報告する。

昭和五十四年三月十四日

大蔵委員長 加藤 六月

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

〔別紙〕

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、左記事項について措置すべきである。

一 公務員の出張中の公務災害の認定に当たっては、脳疾患、心臓病等についても、検討すること。

一 宿泊料の甲地、乙地の区分については、宿泊施設、交通機関の状況等を勘案して、検討すること。

一 日額旅費の支給対象者、支給条件、支給方法

等について、検討すること。

一 特別車両料金等の支給対象者については、財政状況の推移等を勘案して、その適正化に努めること。

昭和五十四年三月十五日 衆議院會議録第十四号

三九〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電話 東京 五八二 四四二一(大代)

107